

## 小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、「小牧市地域ブランド基本戦略 2ndステップ」を踏まえ、小牧市が目指すまちのイメージであるブランドコンセプトを、市内外の方に広く効果的に伝えていくことを目的として行うものである。

### 2 委託業務名

ブランドコンセプト発信支援委託（契約締結日～令和6年3月31日予定）

### 3 業務内容

本業務は、「小牧市地域ブランド基本戦略 2ndステップ」及び「小牧市都市ブランド戦略アクションプラン」に基づき実施することとし、内容の詳細はプロポーザルでの企画提案内容を基に小牧市と協議を行い決定する。

#### (1) ブランドコンセプト発信支援委託

本市のブランドコンセプトやアクションプログラムの取組みを、市内外に効果的に伝えるための取組みと実施方法を提案すること。

- ① ブランドアニメーションムービーの活用方法について、一つ以上提案すること。

※令和4年度制作 市公式 Youtube にて令和5年4月28日より配信開始

本編動画（約4分）、ショート版動画（約30秒）の2種類

小牧市がこどもを中心にした世代を超えたつながり、支え合いによる「こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言」のまちであることを市内外へ周知することを目的としたもの。

上記の実施に伴い、視聴率や再生回数などの効果測定を行うこと。

#### (2) その他支援業務に関する打合せおよび資料作成

### 4 (成果品)

#### (1) ブランドコンセプト発信支援委託

- (i) 実施結果報告書（印刷物及び電子データ）

※実施結果報告書の電子データファイル形式は、PDF 及びマイクロソフトワード、エクセル又はパワーポイント形式等とする。

### 5 (成果品等の帰属)

- (1) 成果品並びに成果品の作成に関連する物的及び知的権利は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに公表、貸与、使用等をしてはならない。

- (2) 作業完了後といえども、成果品に誤りがあった場合には、作業責任者をもってその誤りを訂正しなければならない。